

令和3年第3回
笠置町議会定例会会議録
(第2号)

令和3年9月22日

京都府相楽郡笠置町議会

令和3年第3回（定例会）
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	令和3年9月22日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場（笠置いこいの館 2階 せきれいの間）						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和3年9月22日 9時30分			議長	大 倉 博	
	散 会	令和3年9月22日 15時6分			議長	大 倉 博	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 6名 欠席 1名 欠員 1名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	×	
	3	由本好史	○	7	西 昭夫	○	
4	欠 員			8	大倉 博	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	税 住 民 課 長	石原千明	○	
	参 与	岩木雅邦	○	保 健 福 祉 課 長	大西清隆	○	
	参事兼総務 財政課長 事務取扱兼 商工観光 課 長 事務取扱	前田早知子	○	建 設 産 業 課 長	岩崎久敏	○	
総務財政課 担当課長兼 会計管理者	森本貴代	○	人 権 啓 発 課 長	石川久仁洋	○		
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務局 長	穂森美枝	○	議会事務局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署 名 議 員	5 番	坂 本 英 人		1 番	向 出 健		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和3年第3回笠置町議会会議録

令和3年9月16日～令和3年9月29日 会期14日間

議 事 日 程 (第2号)

令和3年9月22日 午前9時30分開議

- 第1 国民健康保険山城病院組合議会議員選挙の件
 - 第2 承認第3号 笠置町手数料徴収条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
 - 第3 議案第30号 笠置町過疎地域持続的発展計画策定の件
 - 第4 議案第31号 令和3年度笠置町一般会計補正予算(第3号)の件
 - 第5 議案第32号 令和3年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件
- 追加日程第1 議案第30号 笠置町過疎地域持続的発展計画策定の撤回の件

開 会 午前9時30分

議長（大倉 博君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和3年9月第3回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付をしたとおりです。

議長（大倉 博君） 日程第1、国民健康保険山城病院組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

国民健康保険山城病院組合議会議員に西昭夫議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました西昭夫議員を国民健康保険山城病院組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました西昭夫議員が国民健康保険山城病院組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選の挨拶は省略します。

議長（大倉 博君） 日程第2、承認第3号、笠置町手数料徴収条例一部改正に伴う専決処分
の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 皆さん、おはようございます。

承認第3号、笠置町手数料徴収条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について提案理由を申し上げます。

令和3年5月19日に交付されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、令和3年9月1日から施行されることとなりましたので、当町の手数料徴収条例についても改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき7月20日付で専決処分としたものです。

改正内容は個人番号カードの再交付手数料の削除です。

御承認いただきますようお願いいたします。以上でございます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 承認第3号、笠置町手数料徴収条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について御説明いたします。

新旧対照表2ページを御覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、個人番号カードの発行が地方公共団体情報システム機構の事務となるため、第2条第1項29号で定めた再交付手数料を削除するものです。

施行日は令和3年9月1日です。以上で説明を終わります。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

これマイナンバーに関わる問題としてちょっと確認したいことがあります。1つは、住民に対する直近の普及率がどれぐらいかということと、そもそもマイナンバーカードの導入の理由として、税、社会保障、災害分野における行政サービスの効率化ということがうたわれています。笠置町、当町においても、この導入によってどれぐらい実際効率化が図られたのか、もし状況をおつかみであれば答弁いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

直近のマイナンバーの普及率ですが、令和3年8月時点で421枚、32.7%となっております。

マイナンバーカードの交付に関して、効率化についてですけれども、住民税とかの確定申告において、e-Taxとかというのを使って税の申告が早くできるようになっております。それ以外については、今のところ町独自ではマイナンバーを普及した、これといったポイントの制度とかというのは利用はできておりません。以上です。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） なければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

承認第 3 号、笠置町手数料徴収条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について反対討論を行います。

この条例の内容自身はマイナンバーの再交付の手数料 800 円について、国の委託事務になるということで町の手数料の条例からは削除するという内容になっています。また、マイナンバーカード自身の事業自体は国の進める事業でもありますので、当町としての裁量がほとんどない。そういった問題はあるということは承知をしています。

その上で、マイナンバーカード自身の問題点を指摘したいと思います。そもそも、マイナンバー、1 つの番号について様々な情報を一元的に管理するというやり方は非常にセキュリティー上問題があるというふうに考えています。それぞれの役場では必要な情報を必要な分だけ、必要十分に住民の方から本来情報を提供いただければ足りるはずであり、マイナンバーを提示した段階で、マイナンバーにひもづけられている情報、実際には法律上で全てが利用できるというわけではありませんけれども、形としてはマイナンバー一つに全ての情報が入るということで、提供していないはずの情報もいつの間にか行政の側に分かるという形になっていると思います。個々人の承認、承諾もあれば、その点はクリアできると思いますが、一たび流出が起こった場合、不正が起こった場合には被害が大きくなるということも懸念がされます。外国の例でも、それぞれの分野で、番号で管理するにしても情報を限定する形でやっているという例もあります。マイナンバーにはそもそもそういった問題があるのではないのでしょうか。

また、手続上も結局は身分証明書と提示をして確認しますので、マイナンバー一つだけで単純にいかないという点があります。それであるならば、マイナンバーでなくて、これまでの身分の確認で、個人と例えば年月日、その他の免許証の提示などでやるのとどう変わるのか、違いがあるのか、はっきりとしていないのではないのでしょうか。

政府もこの間、3 月 31 日の衆院内閣委員会において、9 年間で 8, 800 億円使ったという、菅首相がそういうことを話しています。ある議員の質問に対して、コストパフォーマンス

ンスが悪いのではないかという指摘に対して、確かに悪いのではないかという趣旨の答弁もされています。

先ほど答弁にもありましたように、確定申告における問題言われましたけれども、それはマイナンバーでなくてもできることではないでしょうか。

こうした税金を投入していく制度でありますので、明確にやはり効率化というのであれば提示すべきじゃないかというふうに思っています。

もう一方、業者に対してのこの管理の問題というのが生じてきます。マイナンバーに法律上、その管理について厳格に管理をするというふうに制度的になっていきますけれども、大変企業の側、特に中小企業はセキュリティーソフトの導入であったり、管理に気を遣うことになってきます。個人も多少なりとも気を遣わなければいけないと。それに対してのコストの削減、どのような効率化が行われたのかがまだ国のほうから明確な形で示されていません。

総務省のサイトによれば、交付率は全国で37.6%、今年9月1日現在で37.6%です。京都でも38.6%。先ほど当町も近いような数字で答弁がありました。やはり住民の方に不安の声、特に個人情報の流出が起こったときどうしようかという心配の声が一定あるのではないかと推測がされます。

当町の裁量は少ないですけれども、こうしたマイナンバーカードの普及を進めていくことに反対を表明をいたしまして討論といたします。

議長（大倉 博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで討論を終わります。

これから、承認第3号、笠置町手数料徴収条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。承認第3号、笠置町手数料徴収条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立多数です。したがって、承認第3号、笠置町手数料徴収条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第3、議案第30号、笠置町過疎地域持続的発展計画策定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第30号、笠置町過疎地域持続的発展計画の策定について提案理由を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で期限を迎えたため、過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するため、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が成立、4月1日から施行されました。

当町の過疎計画は旧法に基づき策定し、平成28年から令和2年度までの計画となっておりましたので、新たな過疎法に基づき、移住・定住に関することや人材育成、子育て環境の確保など、新たな項目を追加し、令和3年度から令和7年度までの計画を作成したものです。御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。それでは、議案第30号、笠置町過疎地域持続的発展計画の策定につきまして内容の説明をさせていただきます。

先ほど町長からの提案理由にもありましたとおり、現在の笠置町の過疎計画は平成12年に制定されました過疎地域自立促進特別措置法に基づき策定したものでありますが、この特措法が令和3年3月末で期限が満了しましたので、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が4月1日から施行されました。

京都府におきましては9月1日付で過疎地域持続的発展方針が規定され、それを受けまして、笠置町の計画案につきましては9月3日付で本協議書を提出しております。9月10日付で京都府より内容に異議なしと回答をいただいております。これにつきましては、事前協議を8月に行っておりまして、内容については事前に確認していただいたところであります。今回、この9月議会におきまして内容を議決いただき、国に策定の報告をすることとなっております。

内容や事業につきましては、新たな特措法に基づき、新しい項目を追加しておりますが、内容につきましては令和2年度までの計画を踏襲しつつ数値を新たに更新、文言の修正、先ほどの新規項目を追加したということになっております。

この計画につきましては、令和3年9月策定となりましたら、本年度、令和3年度の過疎債の借入れが可能となっております。

内容につきましては、目次のほうでの先ほどの項目等を説明させていただきます。新たな

項目と増えたのが、目次のページ開けていただきましたら、中段、第2から移住・定住・地域間交流の促進、人材育成という項目になっております。こちらは以前の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進が細分化され、この第2の項目、それから次の第4になります地域における情報化、続いて第5における交通施設の整備、交通手段の確保、これが新しい項目に分かれております。また、第7ですけれども、以前の計画では高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進という項目でありましたが、こちらに子育て環境の確保の文言を付け加えて内容を充実させております。続いての目次のページ、3ページ目になりますけれども、第12の項目、再生可能エネルギーの利用の推進、こちらも新たな項目となっております。

増えました項目につきましては、新しい過疎法に基づき指定されたものを笠置町の実態に応じまして組み込んだものとなっております。

令和3年度の借入れといたしましては、最終46ページからの計画書にありますとおり、こちらは令和3年度から令和7年度につきまして計画を予定している内容等を掲載しております。こちらの内容につきましては、令和2年度までの事業内容の継続であったり、新たな項目を追加したりというところで整理をしたものでございます。すみません、前後してしましますが、令和3年度につきましては継続した事業を計上しております。この計画をもって本年度以降の過疎債の借入れ計画、過疎債の借入れ可能というふうになっております。概要については以上となります。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

そもそもこの計画、こういったデータを用いて作成しなければならないかというのが決まっているのでしょうか。国勢調査も令和2年度のデータを用いないで、また人口においても令和2年3月31日のデータ、農林業センサスも2015年の数値を用いて作成されていますが、その点まずお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。今の由本議員の御質問、お答えさせていただきます。

データですけれども、国に特措法の案というところで計画案が示された中のデータの年数を使っているというところにはなっておりますが、国勢調査につきましては令和2年度の速報値が出ているだけですので、令和2年度を入れているところもありますけれども、その前

の平成27年の数値が出ているというところとなっております。それから、農林業センサスにつきましても2020年に統計がございましたけれども、まだ詳細なデータが出ておりませんので、そちらもその前の2015年の数値を使っているというところとなっております。

町で独自に拾えるもの、例えば集落人口であったり住基の人口であるものにつきましてはできるだけ新しいものを使っておりますが、策定年度は令和3年ということがあります。すみません、住基人口につきましては令和2年度末の数値を使っているというところとなっております。人口の流動等につきましても国勢調査の数値が出ておりますのが平成27年度の調査というふうになっておりますので、内容につきましてちょっと前後しているものもございますけれども、京都府なり国から示された数値の年度を同じように使わせていただいているというところとなっております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

そしたらお聞きしたいんですけれども、36ページの上から5行目ですか、これ第9次の高齢者の保健福祉計画とかうたわれているんですけれども、これは最新のやつなんですよ。これも計画名が若干違うのかなと思うんですけれども、本来頂いているのが高齢者福祉計画というのを頂いているんですけれども、この保健というが要らないのかなと思いますし、21ページでは前の計画、第8次の高齢者保健福祉計画というのでうたわれているんですけれども、そういったあたり全く整合性がないと思うんですが、このあたりはどうなんでしょう。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問、お答えさせていただきます。

すみません、36ページにつきましては確認不足だったところでちょっと修正させていただきます。申し訳ありません。21ページのほうですけれども、こちらは現状と課題というところで、令和2年度以前の内容を受けた形での現状と課題というところで記入させていただきましたので、前回の令和3年3月に策定される以前の内容の項目として上げさせていただいたものです。修正箇所につきましては大変申し訳ありません。ちょっと京都府のほうとも協議しているところでもございますので、ちょっと手続について確認させていただきます。申し訳ありませんでした。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

その21ページも、計画の名称とか違うのかなと思ったりするんですけども、介護保険の事業計画にしても第7次となっているんですけども、今は第8期ですよ。そのあたりのこととか、先ほど言いました36ページの障害者福祉計画も、上の福祉計画では令和3年3月という表現をされていまして、今の障害者福祉計画では令和2年度というような表現がされております。このあたり、また統一していただけたらと思います。

また、もう1か所、25ページの下から5行目です。人口増加したたが、というような、これも明らかに誤字なのかなと思ったりするんですけども、そのあたり、まずちゃんとしていただけたらいいかなと思うんですけども、どうですか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員に御指摘いただいた箇所につきましては、大変申し訳ありませんでした。最終確認もしてはありましたが漏れていた確認不足であったと思っております。今後気をつけていきますので、申し訳ございませんでした。よろしく申し上げます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

やはり最新のデータを用いるのがいいのかなと思うんですけども、例えばこの17ページも下から13行目のところなんですけれども、笠置山山頂に通じる唯一の道路であるというように表現をされておるんですけども、これゴルフ場から入れる道が整備されたと思うんですけども、こういったあたり、やっぱり新しいデータに基づいているいろいろ計画等されるべきだと思うんですが、どうなんでしょう。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問、お答えさせていただきます。

内容につきましては現状というところで書かせていただきましたが、現状にも合っていないと御指摘いただいたところです。内容はそれぞれ確認をしているところなんですけれども、表現がうまくできていなかったところもあるのかと反省しております。この前段におきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、現状と課題というところで書かせていただいたものであります。課題解消となっているところにつきましては、ほかにも出てくるのかも分かりませんが、更新が必要だったのかもしれませんが、ちょっと内容のほう、

再度京都府のほうとも確認しながら進めさせていただきます。申し訳ありません。

議長（大倉 博君） 由本議員、どうですか。今、総務財政課長が京都府と確認という話が出ましたので、それで確認してもうてから、また。

3番（由本好史君） 構わないですよ。

議長（大倉 博君） いいですか。

ほかにありませんか。西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

20ページ、下段で、空き家バンクの確立とありますが、空き家バンクかなり前からやっていると思うんです。そこはかなり補助金なり税金で空き家の掘り起こし等やってきたんですが、この時点で空き家バンクの確立というのはどういうことなんでしょう、まだできていないということなんですか。

あと、それと21ページに6番目、計画の達成状況の評価に関する事項に、笠置町総合計画及び笠置町まち・ひと・しごと創生戦略と相応するものであるとありますが、そもそも笠置町の総合計画がまだ出されていない、話で9月のこの議会に提出されるとは聞いていたんですが、それも出ていないし、相応するものであるというのであれば、この3つが独立したものであるかのように読み取れるんですが、たしか総合計画とは笠置町の最上位に位置するものであって、それを基に全ての計画が立てられていくと僕は認識しているんですが、その辺、説明不足ではないでしょうか。説明をお願いします。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の御質問、お答えさせていただきます。

まず、20ページの空き家バンクの件ですけれども、確立という、今も実際進めております。昨年度ぐらいからは地域おこし協力隊の方にも入っていただきながら進めておりますが、なかなか登録が増えないというところもあります。確立という表現がよかったのかどうか、ちょっと御指摘いただいたところではありますけれども、やっていることはありますが、どんどん進んでいっている、路線に乗かってそのまま増加していっているというところではなかったので、そういう体制をきっちりと確立させたいという思いで確立という表現を使わせてもらいました。

それから、21ページの総合計画と創生戦略の関係ですけれども、御指摘いただいたとおり、総合計画につきましては本来でしたら今回の議会に提案、提出させていただきますして過

疎計画と同じように審議いただかないといけないところではあったんですけども、いろんな諸事情によりまして計画の策定が遅れております。過疎計画を先行させていただきましたのは、本年度の過疎債の借入れにこの計画が必要であること、それから京都府の計画が9月1日に既に策定済みで、その方針に沿って国にほうから提出しなさいという指導もあったことから、こちらのほうを先行して提出させていただきました。

総合計画の進捗につきましては、各課からいろんな事業計画出していただきながら、現在事業者のほうと進めているところではありますけれども、計画書の概要といいますか、流れなりたたき台というところに今ようやく着手できたところでございます。それぞれの地域でいろんな御意見いただきながら進めていけなかったというところは大変申し訳ないと思っておりますけれども、この創生戦略につきましては令和2年度に既に更新もされております。過疎計画につきましても内容につきましては以前の計画とそのまま継承というところもございましたので、こちらの計画を先行させていただきました。本年度、起債の借入れがかなわないということになりますと、財源として充当できるものもありませんので先行させていただいた、ちょっと財政理由というところも大きなウエートを占めているところですので御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

この計画が必要なのは分かりますが、しかし、笠置町の総合計画自体が最初のタイムスケジュールでは去年の12月議会に提出されるということやったと僕は記憶しているんですが、それが延び延びになっていて、ただ、この過疎債のための計画の策定がすぐにできる、何かその辺が僕ちょっと矛盾しているようにしか思わないんですが、笠置町の最上位の方針に当たる総合計画が延び延びになっていて、これは過疎債を起債するのに必要だからといってすぐできるというのは、ちょっと何を優先して、優先順位のつけ方がちょっと僕には理解できないんですが、その辺もう少し説明をお願いします。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の御質問、お答えさせていただきます。

この計画につきましては、法律は変わっておりますけれども、内容といたしましては、令和2年度までの内容が数値の修正、文言修正、新たな項目は追加いたしました。形といたしましては前回の過疎計画の流れのまま内容のほうを踏襲したというふうになっております。

言いましたように、数値の置き換え等を行いました、現状につきましても新しいものに置き換えたりということはありませんが、形といたしましては国のほうで案みたいなものが出ておまして、それに乗せていったというところもありますので、作業のほうは手間ではありませんけれども行えたというところになっております。

おっしゃるように一番の上位計画であります総合計画をほったらかしというふうにとられかねないとは思いますが、そちらも並行して進めておりますので、この過疎計画であったり創生戦略であったりというものを、反対に総合計画の中に入れた形で計画のほう作成を今進めておりますので、そちらについては申し訳ございません、こちらの業務遅延というところになってしまいましたけれども、御理解いただいてよろしくお願ひしたいと思います。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

これは過疎債ですけれども、笠置町が使える過疎債のあと残りは幾らになっていて、今、総務課長おっしゃられた総合計画が新しくなる、でもこれは前例踏襲的な感じで前とさほど変わっていないと、数字的なもの、言い表しは変わっているが、この前のものと変わっていないと。そこでもまた差異出てきますよね。だから、笠置町はそれこそ、この時代の移り変わりの早い中で、この計画は過去の踏襲やけれども、こっちは新しいものつくってというすごいあべこべになるような気がするんですよね。そもそも、じゃ、笠置町がここから人口減少に立ち向かうのか、それとも受け入れていってどういう町になっていくのかみたいなものが見えてこない計画になりかねないし、聞こえてこない。

総合計画はいろんな住民の意見を聞き入れながらというプロセスを歩みたいが、この過疎債を引っ張るには、取りあえずこの計画を出しておかないとお金が下りてこないんですと、請求できないんです。だから、取りあえず出すんですみたいな事務の流れの一つで、議会も取りあえず賛成しておいてよみたいなふう聞こえてくるんですよね、今の答弁を聞いていると。だから、ここに笠置のすごいちょっと切ないところがあるなと思うんですけれども、その辺っていかように執行部はお考えなのか。

特に参与は木津川市でもこういう仕事はなされていたと思うんですけれども、照らし合わせて笠置のこの現状、総合戦略、総合計画、この過疎債の計画、こういうふうな在り方でよしと思われませんか。

議長（大倉 博君） 参与。

参与（岩木雅邦君） 参与でございます。ただいまの坂本議員の御質問にお答えいたします。

まず、総計遅れましたことについてはおわび申し上げます。

そして、今回の過疎計画と総計の関係でございます。先ほど来、総務課長答弁しておりますように、本来ならば先に総計という形になるんですけれども、動的に見る分と静的に見る分があると思うんです。だから、笠置町さんが過疎計画を以前からつくってこられて、その継続的なものと、新規にまた事業を考えていくということは総計に反映していくと思うんです。木津川市と笠置町とは成り立ちも違いますし規模も違います。ただ、全体的に見ていく総合計画というものがあって、各計画があるというのは一緒でございます。これから笠置町の行く末は総合計画に反映していくと思います。

今の過疎計画については、まずそれありきで事業をするためにという御指摘でございます。確かにその面はあると思いますけれども、今後も含めて全体的なことを考えながら計画をつくっていくべきやと思います。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5 番（坂本英人君） 坂本です。

まさにまだ本腰が入っていないのか、まだまだ笠置が見えないので今のような答弁で仕方がないのか、というのは、いろんな聞き取り方で変わってくると思うんですけれども、今回のこの計画も、この議会でこうやって提出されるじゃないですか。僕らは今の答弁を聞き判断をしないとイケないと。これってすごい難しいんですよ。これはもう他課にわたって計画されていることで、各課長はこれで自信持って次の笠置町、これから人口減少著しい笠置町を、本当に過疎債を有意義に使って守っていけるのかどうか、発展させていけるのかどうか、その辺はいかように各課お考えなのか。これ限りある財源ですよ、過疎債も。無限にあるものではない。ここが一番重要で、この限りある資源、財産なのか借金なのか、投資なのかというところで、前例踏襲で数字を変えました。それ以外は前のままなので安心して議員の皆さん、御起立くださいと、それはちょっとおかしいですよ。僕は議員の立場として思うわけです。

各課はこの計画を見て、次出てくる総合計画を見て、全く差異のない自分たちの業務、事業、制度設計していけるんですか。僕はこれ反対とか賛成とかという話よりもその前の話。大丈夫って、笠置町大丈夫ですかって聞いているんですよ。各課はこれ総合計画とどういふふうに整合性を持たせてこれから進んでいくのか。もうあるんですか、ないんですか。なかったらない理由、あるんやったらある理由、丁寧に分かりやすく説明いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。先ほど坂本議員の質問いただいたことについて、先の御質問の内容になっているかと思っておりますけれども、過疎債につきましては幾らでも借りられるというものでもありません。実質公債費比率もまた上がっていきますので、できるだけ抑えていきたいというところが本来なんですけれども、やっぱり事業をやっていく上で独自財源というのがなかなかないので、少しでも有利な借入れ、もちろん交付税算入があったとしても過疎債につきましては借金とは変わらないものですので、少しでも有利なものということで過疎債を借り入れたいというふうになっております。自力で自主財源というところは、もっともっとふるさと納税とかも含め増やしていかないといけないところではありますけれども、まだ途中段階になっておりますので、こういう起債に頼らなければならないような財政状況となっております。

それから、先ほど御指摘をいただきました事業につきましてですけれども、前例踏襲という言葉を使ってしまっていますのでなかなか申し訳ないところはあるんですけれども、少しでも住民サービスの向上になるような、この法律自体が、過疎地域がどのように自立して、持続して生活していけるような地域になっていくかというところが根本の法律でありますので、そういうところを目指してうちのほうも事業展開していかないといけないと思っておりますけれども、実際事業につきましてはハード面もそうですけれども、過疎債の対象となっているような事業に充当させていただいているところでございます。高齢者支援であったり子育ての支援であったり、そういうところのソフトの面につきましては、これからどんどん事業拡充する必要もあるのではないかとこのほうには考えております。そこらは各課、それぞれ相談させていただきながら、今回事業計画で挙げておりますのは、もう概要という全体の枠というところで挙げておりますので、詳細な事業につきましては各課と横の連携を取りながらそれぞれの事業について検討していきたいというふうに考えております。以上です。

すみません、お答えになっていたかどうか、ちょっと分かりませんが、申し訳ありません。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

今、代表して総務課長が答弁いただいたと思うんですけれども、今回、監査のほうでも述べさせていただき、意見させていただきましたように、笠置町のこれまでの事業全体が点であるようにしか見えないという指摘もさせていただきました。それが線となり面になって

いくような事業展開、制度設計を丁寧に行っていただきたいと監査委員の立場から意見もさせていただきまし、議員の皆さんにも承認いただいたと思っております。だから、その中で3本の矢みたいな形でこの計画が3つあると。その最重要が計画であって、みたいな話なんですけれども、その中で過疎債だけは予算を取るための計画であるがゆえに急がないといけな。国からも宿題やと出して出されていると。この辺がやっぱり末端の職員を苦しめたり、思いのない計画を書きってしまったとか、そういうふうな事業になってしまいがちがあると。

この前、監査委員させていただいて痛感したんですけれども、これ誰も悪くないと思うんですよ、基本的には。これが当たり前になっちゃっている、ここがすごい問題で、そこでいつも議員からも言われますし、代表監査もおっしゃっているように、なぜその前立ってできないのか。その組織が今どうなんだということをみんな聞かれると思うんです。その辺をほんまどう思っているのか。なぜこういう仕事、結果じゃないですか。仕事って最終的にここで評価やったりとかマル・バツをつけられるんやったら、ここでどう納得さすか。そこが見えてこない計画に対して起立を求めると、すごい切ない事業になりますよね。

町長、今、組織、これうまいこと廻っていると思っているのか。そもそもこの計画が本意なのか。これ自分が望んで出さるわけですよ、最終的に笠置町の計画として出すんやから。名前も書いてありますやんか。総合計画はまだ後から出てくるけれども、これも中淳志町長のお名前でご提出なされると。それで計画を出される時に総務課長が頭下げなあかんと。それは僕は正しいのかどうか。すごい切ないんですよ、こういうのを見ると。ええか悪いか、是か非かの話に行く前に、これ笠置町として丸なんですかと思うところがあるんですよ。いかようにお考えですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えいたします。

まず、この過疎地域の持続的な発展計画という内容ですけれども、あくまでも内容は国の重要施策の方針に沿った内容となっております、例えば移住・定住の問題でありますとか子育て環境の確保の問題というのは、確かに笠置町にとっては非常に重要な問題であります、まず持続可能な発展を目指すということでもありますとか、それからDX化、つまりインターネットの活用によって情報の有効活用を目指すでもありますとか、さらには最後のほうにちょっと出てきますけれども、カーボンニュートラルの問題でありますとか、新たな課題も取り込んだ上での地域計画、地域の過疎対策の計画ということになってきます。

当然ながら、さんざん先ほどから御指摘がありました総計は一体どうなったのかという御質問、基本では御質問なんです、まず、いろんな会議ができなかったというのが一つあって延び延びになっておりました。何段か構えの総計の構成になっておりますけれども、まず、短期的な計画を先につくりなさいと。具体的な内容についてはそこで決めていったらええやないかと。3年ないし5年のスパンで目標を見直していったらいいということで総計の作業を進めてきました。

総計そのものは百花繚乱的な総計になるということはやめなさいと。まずは具体的に目の前にある課題についてどういうふうにして対処していくのかを最重要点課題にした総計を展開するよという指示をしておりますが、何せコロナのことがありまして、こればかり言われるんですけども、実際もコロナの問題がありまして、パブリックコメントの取り方が非常に難しいと。具体的にどうしようか、投票箱にしようかと、意見箱みたいな物作って設置するかというようなことも選択肢の一つに入れながら、取りあえずは地域の皆さん方とお話しする機会を近々どこかにつくっていかなきやいけません。そのための準備の指示もしておりますが、ほかに防災計画でありますとか観光行政についてでありますとか、いろんなことで住民の方にきちんと行政の方針を伝えていくという作業が必要です。

この過疎地域の持続的発展のこの計画につきましては、起債するためにこの計画は必要だということで、計画の策定を急がねばならなかったということもございますが、基本的には町の基本構想でありますとか、基本戦略でありますとか、それから、京都府や国との関係の中で重要課題とされているものというものを新たに取込んだ上での計画の策定を行っておりますので、そのあたりについては御了解いただきたいと思ひます。

総計の策定がずるずると延びておることについては私の指導力不足ということでおわびしたいと思ひます。以上でございます。

(「議長、動議」と言う者あり)

議長(大倉 博君) 西議員。

7番(西 昭夫君) 休憩動議。

議長(大倉 博君) ただいま西議員から休憩することの動議が提出されました。

賛成者はありますか。

(賛成者挙手)

議長(大倉 博君) 賛成者多数です。この動議は賛成者がありますので成立しました。

休憩の動議を採決します。

この採決は起立によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 賛成全員です。

ただいまから暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時24分

再 開 午後 1時00分

議長(大倉 博君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮ります。ただいま議案第30号、笠置町過疎地域持続的発展計画策定の件について、町長より撤回したいとの申出がありました。

議案第30号、笠置町過疎地域持続的発展計画策定の撤回の件を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに審議することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(大倉 博君) 異議なしと認めます。したがって、議案第30号、笠置町過疎地域持続的発展計画策定の撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに審議することに決定しました。

議長(大倉 博君) 追加日程第1、議案第30号、笠置町過疎地域持続的発展計画策定の撤回の件を議題とします。

撤回理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 失礼いたします。議案第30号の撤回理由について御説明いたします。

議案第30号、笠置町過疎地域持続的発展計画策定の件については、9月16日に提出し、本日御審議いただいておりますところですが、その審議いただいている計画書において数値及び内容について再確認が必要となりました。本計画については京都府との協議が済みしておりますので、内容の修正に関する再協議について京都府との調整が必要であることから、本議案については撤回させていただきたく請求いたします。

数値及び内容につきましては再度精査し、京都府からの回答をもちまして改めて提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長(大倉 博君) お諮りします。本件についてはこれを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(大倉 博君) 異議なしと認めます。したがって、議案第30号、笠置町過疎地域持続的発展計画策定の撤回の件を許可することに決定しました。よって、議案第30号、笠置町過疎地域持続的発展計画策定の撤回の件は、ただいまの撤回許可により議事日程から削除いたします。

議長(大倉 博君) 日程第4、議案第31号、令和3年度笠置町一般会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 議案第31号、令和3年度笠置町一般会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は歳入歳出総額14億3,392万5,000円に、歳入歳出それぞれ3,460万9,000円を追加し、合計を14億6,853万4,000円とするものです。

主な内容は、新型コロナウイルス対策事業として、セミセルフレジ導入事業に283万円、産業振興会館や笠置会館等施設のトイレの手洗いの自動水洗化事業に総額242万2,000円、家庭ごみの排出支援事業として衛生費に69万6,000円を計上、また土木費では交通安全対策工事や橋梁の補修設計業務に1,750万円などを計上しております。財源は国庫支出金や地方交付税を充当しております。

御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長(大倉 博君) 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。それでは、議案第31号、令和3年度笠置町一般会計補正予算(第3号)の件につきまして内容を説明させていただきます。

私のほうからは歳入と総務財政課及び商工観光課所管の歳出について説明させていただきます。

それでは、8ページ、歳入のほうをお願いいたします。

12款地方交付税、地方交付税1,632万3,000円を計上しております。地方交付税の増額決定に伴います増額となっております。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、総額で1,376万4,000円を計上しております。総務費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といたしまして1,252万4,000円を、民生費国庫補助金は地域生活支援事業及び障害者総合支援事業費補助金といたしまして、手話通訳の派遣事業といたしまして、事業費の2分の1であります3万8,000円を計上しております。土木費国庫補助金は社会資本整備総合交付金の額確定に伴いまして128万円と、個別補助事業といたしましてこちらも額確定に伴いまして減額の7万8,000円、合計で120万2,000円の計上となっております。

16款府支出金、2項府補助金、民生費府補助金で4万1,000円の増額をしております。先ほどの民生費国庫補助金でもありました生活支援事業及び障害程度区分認定事業の補助金といたしまして、こちらは事業費の4分の1が補助として計上されております。民生委員活動費は推薦会の開催に伴う分を計上しております。

21款諸収入、3項雑入303万9,000円を計上しております。後期高齢者医療費、療養給付費の負担金の精算に伴う過年度精算に伴うもので7月に通知があったもので計上しております。

22款町債、1項町債、臨時財政対策債といたしまして、額が確定いたしましたので414万2,000円を、土木債は国庫補助金の確定に伴いまして過疎対策事業債の減額となっており、総額で合計144万2,000円を増額としております。歳入につきましては以上となります。

続きまして、10ページ、歳出のほうの説明をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は693万円を増額しております。新型コロナウイルス感染対策事業といたしまして、役場庁舎等にセミセルフレジを導入する事業といたしまして、セミセルフレジの備品購入費、設置に関する手数料、操作の指導等保守に係る事業費といたしまして合計で283万円を、行政手続の見直し支援事業といたしまして、押印の見直しを進め、対面の機会減というところで業務を計上しております。委託料といたしまして398万2,000円となっております。役場窓口感染対策事業はアクリル板の購入費に11万8,000円を計上しております。

3目財政管理費は1,110万9,000円を計上しております。高度情報ネットワーク事業の基金を財政調整基金に積み立て替えるというもので計上をしたものでございます。

4目会計管理費につきましては、10月からの指定金融機関の振込手数料に係る役務費を

5万9,000円計上しております。

財産管理費につきましては213万7,000円を計上しております。庁舎の管理に係る経費でございますが、仮庁舎の光熱水費、今現在の笠置いこいの館の2階部分を仮庁舎として使用しておりますので、いこいの館全体の光熱水費が増額した分を仮庁舎の使用分として計上したものでございます。

新型コロナウイルス感染対策事業といたしまして、公共施設衛生環境改善事業に38万2,000円を計上いたしております。こちらはトイレ手洗いの水洗蛇口部分を自動水洗に取り替えるという工事のものでございます。

この財産管理費のほか、ほかの施設でも出てきますので、適宜説明させていただきます。

続いて、企画費でございます。交流施設等の管理事業といたしまして、移住・定住プラザの水道代、電気代の計上で3万5,000円を計上しております。笠置町雇用創造協議会の事業といたしまして6万1,000円を計上しておりますが、こちらは消費税の納付に係る延滞金等がかかってきましたので、補償、補填及び賠償金ということで6万1,000円を計上しております。

8目防災諸費は247万6,000円を計上しておりますが、こちらもコロナ対策事業といたしまして防災備蓄品の整備する事業としております。需用費では大人用の紙おむつ、乳幼児用の紙おむつ、備品購入費としては簡易のトイレを購入するということに計上しております。

続きまして、12ページでございます。民生費の中の社会福祉施設費、それから中段にあります同じく民生費の保育園費、こちらにつきましては財産管理費で説明いたしましたが、工事請負費としてトイレの自動水洗化というところで計上した費用となっております。社会福祉施設費は14万8,000円、保育所では79万7,000円を計上しております。

続きまして、13ページ下段となります。6款商工費、1項商工費、4目産業振興会館費ですが、こちらの産業振興会館の運営事業といたしまして、火災報知器の移設の手数料といたしまして4万7,000円を計上しております。下の新型コロナウイルス感染対策につきましてはほかの施設と同様トイレの部分を自動水洗とするもので109万5,000円を計上しております。

最終14ページ、教育費ですが、文化財保護費といたしまして13万円を計上しております。文化財保護事業といたしまして木津川河川敷笠置大橋上流部分のボルダリングエリアにくさびが打ち込まれているところがありますので、その調査というところで計上したもので

でございます。この調査が済みましたら、また文化庁のほうと京都府の文化財保護課のほうと相談いたしまして、対応のほうを協議する予定となっております。

以上、総務財政課及び商工観光課の所管の予算について説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、税住民課長。

税住民課長（石原千明君） それでは、税住民課が所管します事業について説明いたします。

1 1 ページを御覧ください。2 款総務費、2 項徴税费、2 目賦課徴収費におきまして 3 5 万円を計上しております。還付金が 6 5 万円ほど見込まれ、当初計上しておりました額も既に執行してしまっているため、不足分を計上させていただいております。

1 2 ページを御覧ください。3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉費総務費におきまして児童公園維持管理事業としましてわかさぎ公園トイレの修繕で 1 0 万 9, 0 0 0 円を計上いたしております。こちらにつきましては和式トイレのバルブの交換 2 か所でございます。

続きまして、1 3 ページを御覧ください。4 款衛生費、1 項保健衛生費、5 目環境衛生費におきまして新型コロナウイルス感染症対策事業として家庭ごみ排出支援事業を上げております。こちらにおきましては、主要事業調書の 7 ページを御覧ください。この事業につきましては、新型コロナウイルスにより長期にわたって不要不急の外出自粛が続いていることから、家庭での滞在時間が多くなり、家庭ごみの排出量が増えてまいります。そこで、ごみ袋の購入を支援することで各家庭の負担を軽減できれば、また排出に伴いごみの種類も増えており、ごみの出し方等で来庁される方もおられることから、ごみの出し方やごみの分別表を記載したものを各戸に配布する支援を行いたいと思っております。

内容につきましては、ごみの出し方等に係る情報を冊子にし、各戸に配布いたします。そこに無料の引換券をつけ、燃えるごみにつきましては各家庭に合わせた大・中・小の中から、各御家庭にあった袋を選択してもらえようとなっております。事業費で 4 8 万 5, 0 0 0 円、内訳としましては、ごみ袋代で 3 1 万 5, 0 0 0 円、印刷製本費で 1 6 万 9, 4 0 0 円、役務費で 2 1 万 1, 0 0 0 円、こちらは冊子の郵送料で 2 1 万 4 2 0 円という事で計上させていただいております。以上で説明を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。保健福祉課が所管いたします歳出予算につきまして御説明させていただきます。

1 1 ページを御覧ください。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費で 1 4 万

3, 000円計上しております。内容につきましては、社会福祉総務事業の民生委員推薦会事業で6万6, 000円計上しております。これにつきましては民生委員推薦会の開催の必要性が生じたことから委員報酬としての費用でございます。また、地域生活支援事業相楽聴こえのコミュニケーション事業で7万7, 000円計上しております。これにつきましては、障害福祉サービスの利用の中で手話通訳者の派遣が必要となっておりますので、その分の費用でございます。

12ページを御覧ください。4目老人福祉費で38万7, 000円計上しております。これにつきましては、繰出金事業の介護保険特別会計の繰出金といたしまして36万3, 000円、また福祉医療事業といたしまして老人医療費助成事業で2万4, 000円計上しております。老人医療費の助成事業につきましては、令和2年度の補助金額が確定したことに伴います返還金の費用でございます。

次に、2項児童福祉費、2目保育園費で123万7, 000円計上しております。先ほど説明のございました新型コロナウイルス感染対策事業のほかに、保育所事業の笠置保育所運営事業で44万円計上しております。これにつきましては、保育所の1、2歳児の部屋のエアコンの取替えに係ります費用でございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費で31万8, 000円計上しております。内容につきましては健康増進事業のがん検診事業で17万6, 000円計上しております。これにつきましては、検診の単価が昨年度より上昇しましたので、その上昇した分を補正させていただいているものでございます。

次のページを御覧ください。母子保健事業といたしまして乳幼児健診、幼児歯科健診で3万9, 000円、また妊産婦事業で10万3, 000円計上させていただいております。これにつきましては、出生によります対象者の増加、また妊娠届によります対象者の増加の分の費用を計上させていただいております。

次に、3目診療諸費で214万2, 000円計上しております。これにつきましては笠置歯科診療所にごございます診察台が老朽化しておりますので、その診察台の取替えに係る費用となっております。保険福祉課が所管いたします歳出予算につきましては以上でございます。議長（大倉 博君） 次に、建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） それでは失礼いたします。建設産業課が所管いたします歳出予算について御説明いたします。

14ページを御覧ください。7款土木費、2項土木橋梁費、2目道路維持費、14節工事

請負費で350万円の補正をお願いしております。内容につきましては、国の交付金の予算配分決定によるものでございまして、町道の交通安全対策工事に増額して工事を進めるものでございます。同じく、4目橋梁維持費、12節委託料で150万円の補正をお願いしております。内容につきましては、さきに同じく国の交付金の予算配分決定によるものでございまして、橋梁の補修設計業務を増額して実施いたします。以上でございます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

主要事業調書で質問させていただきます。セミセルフレジ導入事業なんですけど、これ5年間のサポートがついているということですが、5年後からはどのようなコストがかかってくるのか、もう行政の中でお持ちなのかお伺いいたします。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。今の坂本議員の御質問、お答えさせていただきます。

5年目、6年目以降ですけれども、主要事業調書の予算内訳に書いておりますとおり、ディスプレイの部分については3万6,000円、自動釣銭機については8万1,000円の年間の経費が必要となってくるんですけれども、機器の保守、釣銭機につきましては部分的なサポートというところも、スポットのサポートというところもありますので、5年間様子を見ながらスポットの契約、保守でいけるものかというところをちょっと検証した中で、全てこれが年間12万円近くの金額にするのか、部分的なもの、自動釣銭機だけにするのかというところも含めて使っていく中で、故障等の発生等も考えながら検討していきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

まだ見えてこないという答えだと思います。セミセルフレジ導入のメリットがなかなかこの283万円をかけてここから導入していくわけなんですけれども、笠置町もみんな御存じのとおり人口減少で、窓口で一体年間どれぐらいのお金の取引があって、コロナも収束していく中でこの投資をすると。どれぐらいいい事業なのか。というのは、この調書だけでは、予算書だけでは分からないので、もうちょっと詳しく説明願いたいなど。というのは、これ自動振替100%にしたならこれ要らんのとちゃうのと思ってしまうようなことしか考えられないので、今、この予算書だけを見ると。その辺をちょっと丁寧に説明願います。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。今の坂本議員の御質問、お答えさせていただきます。

窓口における徴収につきましては、大体1日平均10件程度となっております。月末であったりとか、それから税金の納期につきましてはもう少し増える場合もありますけれども、手数料等も含めまして大体平日平均10件というふうになっております。

この導入のメリットですけれども、確かに口座振替にしたら税金、それから水道料につきましては不要となるかもしれませんが、窓口におきまして手数料、住民票であったりとか戸籍であったりとか、そういうものについてはそのときに発生するものですので、ちょっと口座振替にはならないもので、これにつきましては窓口での対応、徴収というのがずっとついてくるものと思っております。

セミセルフレジですけれども、対面で今は窓口におきまして直接金銭の授受を職員と住民さんの間で行っております。確かに領収書の発行につきましては税金等町の様式ですので、その領収書の発行については手渡しというところがありますけれども、一番お金につきましてはいろんな方の手を回ってきて、雑菌もついているというのは以前から言われていることですので、その機会を少しでも減らすというところで導入を検討いたしました。これによりまして、窓口で直接紙幣、硬貨等のやり取りはなくなりますし、これに伴いましてつり銭の交付誤りであったりとかそういうところも軽減されると考えております。

それから、領収書の発行につきましては、先ほど言いましたように納付書のあるものについては手渡しとなりますけれども、窓口で取られた住民票等につきましてはレシートが発行されるというところですので、こちら窓口での手間が1つ減っていくものと思っております。

それから、設置する箇所につきましては、役場側と、それから産業振興会館と考えておりまして、操作のほうは今コンビニ、それから食料品のスーパー等で使われているものですので、画面上を住民の方にタッチしていただきましたら、その後はもう紙幣を投入していただくというふうなことになりますので、職員のほうも操作手順については覚えやすいものとなっております。ということで2か所に設置し、職員もしくは会計年度職員の対応となるふうに考えております。産業振興会館におきましては月曜日は閉館となっておりますけれども、土日開館となりますので、今後平日の開庁時間内に納付できなかった方についても対応が可能かなと考えております。

先ほど御質問いただいたように、口座振替となりましたら、口座振替を進めていくというのはもちろんなんですけれども、これの導入によりましてなかなか口座振替に踏み切っていない方につきましても対応が可能になるかなと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 先ほど同様、点で終わる事業にならないように、この調書を作っていたくときにもやはりそういう費用対効果のこととか、これからのランニングのこととか、どういう機種を入れるのかとか、こちらがやっぱり聞きたいこと、知りたいことというのを先になるべく潰していただけるような調書になっていける仕事が必要かなと思うんです。だから、議会で一から十まで3問の間では聞けませんので、なるべくこちらが理解しやすいような、想像できやすいような仕事にさせていただきたく思いますので、その辺はまた今後活かしていただけたらなと思います。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

僕もこのセミセルフレジ導入事業でちょっとお聞きしたいんですが、以前、正式に役場に申し込んだわけではないんですが、コンビニ決済とか他の金融機関で払えないかというのが町民から言われたことがあったんで、ある職員に聞いてみたんです。そのときにお金がかかると言われたんですけれども、ここで283万円のお金が、ここには保守点検の5年分も入っていますが、それをコンビニ決済とか他の金融機関で振り込めるようなシステム導入すると、こちらとどういう試算されたかどうかもお聞きしたいし、もし試算されたのであればどのぐらいの差があったかお聞きしたいんですが。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。今の西議員の御質問、お答えさせていただきます。

コンビニ収納になるものにつきましては周辺でも大きな自治体のほうではもう導入されているところももちろんあります。笠置町につきましても昨年度、一度近隣で聞いてみたことはあるんですけれども、導入に関する経費につきましては大体600万円程度、それから年間の維持経費につきましては、保守も含めて200万円まではいきませんでしたけれども、百二、三十万やったかなと思います。もちろん件数が何であっても月額基本的な料金というのはコンビニに支払う必要もありますので、うちのほうも試算といえますか、その金額を聞いて、こちらのほうが十分対応できるかなと。

先ほど説明させていただいた内容にもありましたとおり、産業振興会館の土日で収納できるようになりましたら、時間は決まった時間帯にはなりますけれども、休日を利用していただけるかなというふうなことも考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

僕が思っていたより結構金額かかるので、町民に対して利便性も考えて、ただ単純に費用対効果だけではなくて、利便性も考えて考慮入れてもらっているとは認識しました。

また違う質問なんですが、主要事業調書3ページの行政手続等見直し等の支援事業をもう少し詳しく説明してください。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の御質問、お答えさせていただきます。

行政手続の見直し支援事業につきましては、主なものとしては書類についての押印見直しというふうに考えております。それぞれの各省庁につきましては既に国の方の押印見直しというところで書類上押印が不要となっているものもたくさん出てきておりますが、町独自の書類につきましては、まだそこまでできておりません。コロナの感染のリスクを下げるためにも対面での書類のやり取りというものをできるだけ少なくし、住民の方への負担の軽減というところも考えた中で押印見直しの事業に取り組むこととさせていただきました。

これによりまして、書類については不備がなければメールでのやり取り、インターネット上でのやり取りというところも可能になってくるというふうに考えております。今、京都府におきましても補助金事業につきましては、もう押印不要でメールでやり取りしているというのも出てきておりますので、そういうところも含め、全体的な見直しをした中で住民さんの負担軽減、接触機会の軽減というふうに取り組みたいと考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

他の自治体でももう既に始まっているし、国もやっている。笠置町内の業務に関しても一部メールでやり取りしているというところまであって、さらに398万2,000円かけて、それだけかかるもんなんですかね、ちょっとその辺がもうひとつ分かりにくいので説明をお願いします。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の今の御質問、お答えさせていただきます。

書類につきましては、町の書類、もちろん職員が見直してやっつけていけるところもあるかと、様式の見直しというところに関して言えば、もちろん職員も確認しないとイケないというふうに思っておりますが、多くの提出書類等ございます。町で押印見直しをしたから押印が不要という取扱いをしても、上位の法律のほうで押印不要というふうになっていなければ必要になってくる書類等も出てきますので、そこらの洗い出しについて職員の負担を少し減らしながら、ちょっと業者に入っていていただいて確認をしたいなど。町の条例の改正も必要になってくるところもあるかと思いますが、まずは上位の法律等にも関係する様式もございまして、そちらの整合性を取りながらということもありますので、ちょっと業者にお願いしようかなというふうに思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

私もセミセルフレジのことでちょっとお伺いしたいんですが、今回税住民課の窓口と産業振興会館に設置するということなんですが、以前も消毒するときも、ほかの施設等の配慮がなかったのかということも思ったんですけども、今回、笠置会館なり本庁舎の窓口の辺りのそういった感染リスクをどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問、お答えさせていただきます。

設置場所2か所にさせていただきましたのは、笠置会館につきましては、建物上ガラスが外から見えるような構造になっております。もちろん何か目隠しをすればということもあるかもしれませんが、窓口での1日当たりの手数料の授受の回数とか設置場所、それから設置することによりまして、笠置会館につきましては玄関横の窓口につきましてはちょっと小さい場所でありましたので改修工事が必要となってくるというところで、ちょっと今回のところから抜かせていただきました。

それから、本庁舎につきましては、指定金融機関が入っておりますので、そちらのほうの窓口も使っていただけます。第2庁舎にさせていただきましたのは、先ほどの住民票であったりとか戸籍等直接利用のやっぱり多い場所でありまして、住民の方も本庁舎への階段を上られるより、第2庁舎に行かれるほうが行くのが楽であるのかなというふうに思いましたの

で、第2庁舎にさせていただきました。

産業会館につきましては、今現行もごみ袋であったりとかくみ取り券、それから土産物の販売等もございます。こちらにつきましてはこのセミセルフのレジを導入することで日計の集計等も簡単になりますので、回数の多いところで産業振興会館を入れさせていただきました。土日の対応もできるということもありましたので、この2か所にさせていただいたところですよ。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

本来この事業の導入の目的は、新型コロナウイルス感染症の関係だと思っんです。それから言いますと、会館なり本庁舎の窓口、銀行の方が取扱いをされるんですけども、現金を取扱いされるわけですよ。それがコロナ感染のリスクがあるということで、こういうことでセミセルフレジをされるというわけなんですけど、そのセミセルフレジに入れるお金というのはちゃんと除菌とかされているものなのか。セミセルフレジの中でちゃんと除菌がされるのか、タッチパネルかて来庁者の方がタッチされるわけですよ。そのあたりの除菌とか、そのあたりはどうなんですよ。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問、お答えさせていただきます。

確かに接触機会を減らすというところでは本庁舎のほうもということもありますけれども、本庁舎と第2庁舎、住民さんのやっぱり使われる回数なり利便性を考えますと、近いところで2か所というところは経費的にも不要ではないかというところで2台ということにさせていただきました。

タッチパネルにつきましては、住民さんが直接確認のボタンだけで全体に触られることはございません。硬貨、それから紙幣につきましては、その都度除菌というところにはならないんですけども、直接窓口で現金、住民さんによりましたらちょっと指なめたりしながらされる方もいらっしゃいますけれども、そういうものにつきましては、一旦レジを通ることで直接の授受がなくなるというところでの接触機会の減少というふうに考えております。すみません、ちょっと硬貨につきましては、中に入れたら除菌ができるのかというところの確認はできておりません。申し訳ありません。ちょっとそちらにつきましては、どういう除菌が必要なのか、ちょっとまた確認をさせていただきたいと思っんです。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

大体機械とか購入したら、操作の指導とか無料でしていただけると思うんですけども、こちらでは8万2,500円というのが上がっております。また、電話サポート保守というのが上がっているんですけども、こういったあたり、操作の指導というのは今後ともあるのか、また電話のサポート保守というのが今後とも発生するのか、その点お聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

操作の指導につきましては、設置のときにはもちろん指導していただけるものとなっております。簡単な操作ですので、1年間この操作が必要なのかというところはちょっと業者さんのほうとも相談、今かけているところでございます。

電話のサポート保守につきましては、来庁していただく以外に簡易な相談に対応していただけるというものとなっております。この電話のサポート保守につきましても、もう1年限りのものとして職員のほうで十分対応ができるようであれば、今年度限りとしたいと思っております。経費につきましては、さきに導入されたところの自治体からいろいろ教えていただきながら、業者のほうの設置の状況のほうを確認させていただいておりますので、またそういうほかの自治体のほうの御相談なり、内容等も含めまして確認をした中で経費節減に努めていきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 1つお尋ねしたいんですけども、公共施設衛生環境改善事業というところで200万円ほどの予算が計上されていますね。この衛生環境改善事業の基準はどのようになっているんですか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。松本議員の御質問、お答えさせていただきます。

施設のトイレにおきまして、まだ自動での水洗になっていないところを対象として拾い上げました。第2庁舎の男女トイレ、それから産業振興会館の1階、2階トイレ、それから保育所の児童用、それから職員用のトイレと笠置会館の1階、2階のトイレというふうになっ

ております。本庁舎につきましては、今回の改修工事によりまして自動の水洗化にすることになっておりますし、いこいの館につきましては自動の水洗化が済んでいるというところで外させていただきます。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、いこいの館ということがあったんですが、いこいの館は笠置町にとって公共施設に入らないんですか。といいますのは、トイレ利用できてこそ、今のこの改善工事があるんですね。笠置の今、いこいの館、男子用のトイレはどうなっているんですか。これにはなぜ補修代が予算として上がってこないのか、その点、どういうお考えで抜けているのか。また、新たにやられるのか、その点について御返答をお願いします。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。松本議員の御質問、お答えさせていただきます。

いこいの館のトイレにつきましては、今、仮庁舎として使っているところではございますので、必要最小限の分につきましては動いている分だけ確保したというところがございます。今後、再開に向けて修繕の必要が生じたときにまた採用させていただきたいなというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今度の対応、それは結構ですよ、直してもらおうの。今、男子の便所どうなんですか。8か所あるところ4か所故障しているんですよ。この前、その便所は故障中、手洗う水洗は1か所しかないですよ、2か所あるけれども。なぜこれがコロナ、コロナと言いながら、なぜこれを次回に回されるのか。これは早急に検討してもらいたいと私は思います。

あと、変わりました、それぐらいにしておいて、家庭ごみの排出です。ここで69万6,000円計上されていますね。このような金が製本代、内容です。それとこの冊子の送料、金額は少ないんですが、なぜ郵送されるんですか。財政苦しいと言いながら、なぜこういう手段を取られるのか。経費の節減について一向に考え方が直っていないんじゃないかとと思いますが、その点、なぜ郵送されるのか、簡単にお答えください。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

冊子の件ですけれども、家庭ごみの出し方の周知が今までちゃんとできておりませんでしたので、それを載せさせていただいて、あと、ごみの分別の種類を項目ごとに載せさせていただいたものを30ページ未満程度でカラーで印刷させてもらう予定です。

郵送料を計上している件につきましては、広報などの各戸配布ですと、各戸配布が届かない御家庭も中にはございます。ですので、確実に受け取ったということを証明させていただくために配達特定記録郵便という形でお送りさせていただこうと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

今の家庭ごみの排出支援事業でお伺いしたいんですが、予算の内訳でゴミ袋代ということでそれぞれ可燃ごみが300円とかということで記載されておるんですけれども、これは町が販売する額ですよ。ですから、町が住民の方にごみ袋渡すとなれば、ゴミ袋を作る単価でいいんじゃないかなと思うんですけれども、これ300円でいうたら、そしたら利益を上乗せした額になっているんですよ。これだけ原価があってそれに上乗せして300円で売っている、300円であげるというのはいかがなものかなと思うんですけれども、その点、それと原価はどうなっていますか。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

例えば生ごみ300円を300円で配るということについての御質問で、原価ではという計算上の問題だと思うんですけれども、生ごみを300円で現金で住民の方が買われる代わりに300円のクーポン券をお渡しさせていただくということなので、原価については町が販売している単価が500円なので、300円のうちの原価が幾らというのまではそこまで計算には入れておりません。申し訳ありません、ちょっとお答えになっていないかもしれないですけれども。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。先ほどのちょっと石原課長の説明に補足させていただきます。松本議員の送料の部分も併せまして答弁させていただきます。

冊子の郵送料につきましては、封筒の中にクーポン券を入れて発送しますので、それが確実にその方のおうちに届いたかということが確認のために特定記録というふうにさせていただきました。各戸配布の際にクーポン券が漏れてしまったりということにもなりましたら

住民さん全員に行き渡らないこととなりますので、そういうことも含めまして、ちょっと送料はかかってしまいますが、郵送で特定記録というところで全員に配布させていただくこととしました。

それから、ごみ袋代ですけれども、その送付の際にごみ袋をつけてということも考えたんですけれども、御家庭によりましては特大の袋でなくても小さい袋でいいんやというところもありますので、そのクーポン券を持って販売店のほうに行ってください、御必要であるものを購入していただく、販売店さんのほうにも何かしら利益なりが生じるというふうな形で計上させていただいたものでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

でも、このごみ袋代で小さい額であれなんですけれども、これはでも300円というのは町のほうが原価プラス利益を足した額だと思うんです。ですから、今回は引換券を住民の方に配るんですので、こういった額は必要ないんだと思うんですが、また後でよろしくお願ひしたいと思います。

それで、予算書の10ページの先ほどの基金の積立金、これをもう少し具体的に御説明お願ひしたいと思います。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

財政管理費の基金積立金ですね、今、由本議員から御質問いただいた件ですけれども、高度情報ネットワーク基金を積み立てておりましたが、これは町内の高度情報、テレビに関する基金でございまして、3月に基金廃止の議決をいただいております。新年度に事業が済んで精算が済みましたら、令和3年度におきまして高度情報ネットワークとして積み立てていた基金を財政調整基金に積み替えるというものでございます。もちろん歳入のほうにも以前にもう計上済みですので、今回は積立額が決算によりましてほぼ確定しておりますので、その金額を上げさせてもらっているということになります。以上です。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

すみません、ごみ袋のことでちょっと答弁が曖昧な面があったかなと思いますので、きちんと確認をしておきたいんですけれども、販売店にクーポン券を持っていったときに、販売店はまたクーポン券を持って現金に換えるということでもいいんですね。それであれば当然こ

の値段になって、町は最終的にこの価格で負担になると思うんです。そこはきちっと答弁いただきたいということと、あと、この内容なんですけれども、減量、つまり今回コロナのことで自宅にいる機会が増えてごみが増えましたということなので、減量のやり方についても載せるのかどうか。先ほどの答弁ですと、分別の仕方とか、これまでやってきた内容なのか、それにプラス、細かく載せたり、減量の点についても載せていただけるのか。これまでの確認だと載せていただけるような話と認識していましたので少し確認したいんですが、その点をいただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、クーポンの引換えのことだったと思います。こちらの件につきましては、配布させていただくクーポンを協力の得られた小売店さんに持っていただくことで、現金の代わりにそれを使っていただき、小売店さんからはクーポンを役場のほうに請求していただいて、それを現金でお渡しするというふうに考えております。

もう一点、減量についての啓発についてですけれども、ごみの出し方と一緒に減量についても載せる予定はしております。なお、減量について現在させていただいていることは、コンポストの購入の補助とかもございまして。そういったものも併せて掲載させていただく予定をしております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

またごみ袋の件でちょっと納得できない答弁だったのかなと思います。本来、ごみ袋、お店のほうで300円出して1つ買われて、それをお店のほうが役場のほうに300円売れましたよということで納めていただいて、その手数料50円をお支払いしていると思うんですよ。ですから、この引換券を持ってきていただいたら、その50円だけ手数料としてお支払いしたらいいだけだと思うんですよ。だから、その300円のやり取りがあるというのが、余計またややこしいのかなと思うんですけれども、そのあたりどうですか。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

クーポンを持って小売店に行かれて、現金で300円、例えば生ごみ大の袋でしたら300円ですけれども、300円の現金をお支払いされて、小売店さんからごみ袋をいただける代わりにクーポンを小売店に持っていただいて、小売店さんからごみ袋を交換でもら

っていただくというふうになっております。

小売店さんには1ロール30円の小売店の手数料は発生してきますけれども、これはクーポンで買われた場合も、現金で買われた場合も手数料には変わりはありません。御本人様が300円を払われる代わりに小売店さんに役場のほうから小売店さんの請求、クーポンの枚数に応じて現金をお支払いするという形を取らせていただく予定をしております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

僕もこのごみ排出支援事業についてお聞きさせていただきます。

これ、議運のときに笠置町は京都でトップと、1世帯当たりのごみの排出量が笠置町が京都でトップ。単純に考えて、1件当たりなのでそうなるのかもしれないですけども、あんまりイメージがつかないと。この人口で他の自治体とどれだけの差異があって、去年まではどうだったのか。ずーっとトップなのか、いきなり今年トップになったのか。その流れが一切ちょっと見えてこないということが一つ。

笠置町が京都で1人当たりに排出される量がトップになったからこういう事業をしようと思ったという経緯があるのであれば、僕はごみの袋の配布というのはなかなか本末転倒じゃないのかと思うことが一つあります。というのは、やっぱりごみ袋なかったらごみ出せないんですよ。ごみ袋ただで配ったらその分余分にごみ袋出せるんじゃないのということが一つ心配に思いました。

それをするのであれば、ごみの減量の冊子配って、きちんと排出の仕方をレクチャーする。例えば今のこの御時世でしたら、SNSで写真を上げてもらったり、その特典でそれがもらえるとかというふうになってくるんやったら分かるんですよ。町民がその冊子を持ってどう使っているかというところにまでこの事業だと笠置町は責任を持っていないと僕は思うんです。だから、最近ユーチューブでもそうですし、インスタグラムでもツイッターでもプレゼント企画って多くあるんですよ。それをやるというのは、自分がその商品をももらった暁には、SNS上でプロモーションすると。これを使ったらこうなった、こういう豊かさが生まれましたということをアピールしてもらおう。最終的にそういう形にすれば、ありがとうございますと宣伝広告費としてそれをお支払いしますみたいな話は分かるんですよ。でも、これ冊子渡して引換券持ってきてもらったらごみ袋もらえるんですよという事業なんです。これはあまりにも僕は事業として薄いと思うんです。

途中までは分かる、せやけれども、最終的に、じゃ、笠置町どうよくなるのということとは

誰が答えられるのかと思うんです。住民さんはただでその金額分のごみ袋をもらえるんだから幸せじゃないですかというのはいまもう古いんです、はっきり言って。物を与えるんじゃないで、どういうふうに笠置がよくなるからこの事業を考えたということが、調書から分からないとなかなかしんどい。

笠置町のこれまで5年でも3年でもいいですけども、なぜトップになっていったのかということはいま現課はつかんでおられるのか。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和元年度で笠置町は1日1人当たりの排出量が1,080グラムと京都府トップになっております。こちらにつきましては、家庭ごみだけではなく事業所からのごみも含めたものを合計して京都府は出しております。笠置町独自で出ささせていただいたごみの排出量は平成30年度とコロナの今の令和2年度末を比較しますと、可燃ごみは426グラム、平成30年度416グラムでしたので、1人当たり1日10グラム増量となっております。リサイクルプラスチックとその他プラスチックにつきましてはそれほど変更はございません。ただ粗大ごみにつきましては平成30年度は176グラム、令和2年度は272グラムと、粗大ごみにおきまして大きく増量となっております。これにつきましては、コロナにより在宅期間が増えたことにより、断捨離など家の掃除とかもされたことによって、粗大ごみが増えたために総量とかも増えてきているものだと思っております。

こちらの処理基本計画を令和2年度につくらせていただきましたけれども、こちらの時点では笠置町は排出量の多い市町村から4番目だったんですけども、今の時点では一番多いというふうになっております。こちらの冊子、家庭支援ごみの事業につきましては、ここ五、六年、啓発とかを行った記録がないために、ごみの出し方とかも名前を書いておられなかったり、袋に入れて出しておられなかったりというのが最近すごく目立ってきております。それに小型家電のリサイクルというのも数年前から始まっているんですけども、こういったものをもっと活用していただいたら粗大ごみの量も減りますし、この冊子を作ることで、今はコロナで各地区回りで説明というのは難しいですけども、まず取り組めるところはこの冊子を用いて、笠置町へのテレビとかを用いて分別を徹底していただいたり、こういったことで減量につながりますとかというふうな周知を行いたいと思っております。コロナが収まりましたら、その冊子を用いて、地域ごとに、こういうものは古紙にも出せますよとかというふうなのを各地域で回って、住民さんに周知していけたらというふう考えており

ます。

ごみの減量につきましては、東部のクリーンセンターが2年ほど前から休止状態で、他県の民間の会社をお願いしておりますけれども、住民さんの減量の努力もやっていただくことによって、これだけ町が努力して減量に取り組んでいるけれども、どうしてもこれだけは町内のほうで処理ができないので、ほかの市町さんをお願いすることになるんですけれども、これだけ努力しているので、引き続きごみの受入れをお願いしますということを今後も行っていかなければ駄目になるので、そのためにもこの冊子を用いて、ごみの減量化というのを皆さんに知っていただけたらと思って、この計画をさせていただきました。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

課長の一生懸命さはよく伝わりましたが、そこに行き着くまでのプロセス、例えば今回426グラムという数字で10グラム上がりましたということが、もう担当課として持っているのであれば、それを400グラムにする方法だったりとか、実際に強化月間つくってみましたとか、それに対応してこういうふうな指導を各区でさせていただいたとか、仕組みが必要だと思うんです。その事業に対してどこまで熱量があるのか。だから、例えばよくこういう話になると出されるのが四国の上勝町、みんな出しますけれども、あそこは逆に経費が上がったと、30品目以上やることによって経費は上がったと。そやけれども、町の民度とか品度とか価値が上がったと、そこに公共性が担保されていると。これが政策ですよ。だから、そこがないのにこういうことをすると、もう時間の経過でなかった事業になる。そしたら、ここに投下された69万6,000円というものは何だったのかと、誰も説明がつかないわけです。そこが一番重要。

だから、これを取っかかりにこういうふうにやっていきますとか、今回こういうことをコロナで感じて、コロナのときにうちの町は粗大ごみこんなに増えた。確かに1波、2波ぐらいのときには、収集場所がすごいあふれんばかりになっていたことは僕も覚えているのでそこはよく分かるんですけれども、やっぱり絵に描いた餅になってしまうような事業設計のように思われるので、もう少し丁寧に事業全体を、こういうふうな笠置町をつくりたいからごみの減量なんやと、ごみの減量ができる町はこういうところに強くなれるんやというふうなことを町全体で持たないと、面にはならない、線にもならないと。ただ単純に臨時給付金を使わないといけないから、予算の消費のためにやった事業。そういうふうになり得るような気がして心配をしておりますので、やはり計画性を持って、ごみの減量というものはどう

いう富を生み、どういう豊かさがあるのかということの本気で行政側から事業提案していただいて、それならやってみようというふうなまちづくりになっていていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

ごみの減量というのは東部連合でも非常に厳しいお話の中身になっておりまして、当然ながら今年度高騰したのが、御承知かもしれませんが、ペットボトルの処理代、それから可燃ごみの処理については水切りをちゃんとやっていこうではないかという話合いがそこでは何度も繰り返されているわけで、そのことについて広報していかなあかんと思っていたんですが、「れんけい」にごみの処理方法についての記事がずっと載っていますので、取りあえずはそれ以上何らかの方法でというのが思いつかなかったんですが、コンポストの利用、それから水切りをきちんとやっていただくということでかなりの減量効果があるのではないかというふうに考えておりますので、そういうことも含めて、今後広報していくということで課題として考えさせていただきたいと考えていますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

ちょっと質問の答えがちょっとよく分からなかったというのが実際なんですけれども、行政側には質問に対して真摯にお答えいただきたいと思います。やはりそれで気づいたのであれば、そこから始めていただいてもよろしいですし、僕も東部じんかい処理組合で機械の維持管理の仕事をしておりまして、年間のごみの量だったりとかごみの減量にはどういうことが必要かというのは、多分職員の皆様と同じように僕も知識はあるのかなと思いつながらこの質問もさせていただいています。

だから、その中でやはり上勝町というモデルケースと呼ばれるものが一つあって、それをまねした類似の自治体もたくさんもう現行あるはずなんですよね。その中でコンポストを選んだ理由も多分語れないといけないし、笠置町というものはどういう町の流れ、農業の流れ、水の流れ、お金の流れ、その中で減量していかないといけない理由だったりとか、そういうことが政策に反映されていないと、お金の意味、価値、使い方に疑問を抱かないといけない。そこをクリアにしていくのが行政と我々議員の仕事だと思っております。

ですから、答えられないことは次勉強したらいいと思うんです。それを本気でやってみる。

それで経費がかかったら仕方がないじゃないですか。でも、それで得たものがあるはずなんです。それがアウトカムなんです。結果です。そこがちゃんと論じれるような行政活動にほんまにしていかないと下の職員が腐る。やりがいがあるか分からなくなる。されど60万円なんです。230万円、80万円なんです。その積み重ねが一つ一つ笠置をつくっていくんです。だから、初めはまねでもいいかもしれない。それが自分のものになるよう、ことになるよう仕向けていくのが行政活動やと思うんです。それは先輩らから言わせればきれいごとなのかもしれないですけども、このお金、次いつ来るか分からないじゃないですか。だから使わないといけないこともよくよく分かっています。ただ、ただと思ってしまうような事業内容にならないように、これを次に活かせるような投資にしていきたいと、このごみの事業については特に思います。

事業系のごみも入って京都ナンバー1になったんやったら、なおさら、住民からしたら納得いかへんかもしれん、どこまでが事業系なんやという。それでも各家庭に減量を努めなさいと行政が言うと、この矛盾は誰が説明するのかと。事業やっていない一般家庭は関係ないのかもしれない、10グラムしか増えていないんだからと。それでも一般家庭にごみ袋を配布し、減量に努めてくださいと協力を願うと、これを政策と呼ぶのかどうか。一事業で終わりませんか。答弁はもういいですけども、町長がきちんと胸を張って言えるような事業をこれからしていただきたいと。あやふやで終わらさない、あやふやなお金の使い方をしない。経費がかかったとしても町に潤いが出てくる、住民の価値が上がるような事業提案をしていただきたいと、思います。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

公共施設のトイレの手洗いの自動水洗化の件なんです。今回、役場、第2庁舎と産業振興会館と保育所と笠置会館ということで計画をされておりますが、以前から言うています町の所有の集会所、飛鳥路、東部、西部、そういったあたりのことは全く考えておられないのか。

それと、第2庁舎の関係で2口ということで書かれていますが、あの奥の身体障害者のトイレはもう自動化になっているんでしょうか。そのあたりお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。今の由本議員の御質問、お答えさせていただきます。

すみません、ちょっと第2庁舎の身障者用のトイレの蛇口の確認ができておりませんでしたので、ほかの施設でもそうなんですけれども、ちょっと全てを、1か所だけは残したりというところもあったので、ちょっとその確認も併せて、身障者用のトイレの蛇口については確認させていただきます。男子トイレと女子トイレというところで今挙げておりましたので、身障者につきましては自動にはなっておりませんが、掃除用の蛇口というところで1か所残したということだったかもしれません。ちょっとのちほど確認させていただきたいと思います。

それから、集会所の施設については今回合併浄化槽を入れる施設もございます。そのときに洋式トイレになりますことから、自動ではないですけれども、レバーでの水洗になりますので、洗面台が別ということにはならない、台所、湯沸かし等についてはちょっとそこは入っておりませんが、トイレにつきましては改修の際に蛇口ではないものになりますので、そこまでの対応は進めていきたいと思っております。すみません、失礼します。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

集会所のほうを合併浄化槽になるということで、西部の集会所もそうなるんでしょうか。あそこはそういうことはないと思うんですけれども、そのあたりまた確認していただいて、第2庁舎も同じなんですけど、こういった計画を考えられるとき、公共施設全般を考えていただくようお願いしたいと思います。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。西議員。

7番（西 昭夫君） 休憩動議。

議長（大倉 博君） 休憩の話ですか。休憩しようと思ったから。

7番（西 昭夫君） 今ですか、そうですか、それは失礼しました。

議長（大倉 博君） ただいまから、この時計で40分まで休憩します。

休 憩 午後2時23分

再 開 午後2時41分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑はありませんか。坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

僕もちょっとこの水道事業にでもちょっと質問したいことが二、三ありまして、これについても単に蛇口を換えることがどこまで予防につながるのかということ、やはりコロナの

臨時給付金ですので、説明していただきたいなということが一つ。

これは単に、自動洗浄の蛇口に換えるだけの事業のように、この調書だと思われるんですけども、この事業はどのような思いを持って実施されていくのか。それこそ、これは他課に渡ってされる事業なんですけれども、各課はどのようにこれが笠置町のためになるような事業なのかということをお伺いいたします。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。坂本議員の御質問、お答えさせていただきます。

それぞれの手洗いの蛇口の交換につきましては、いろんな方がやっぱり接触する部分でありますので、まずそれを自動で感知できるものに換えると。手指の消毒、それから手洗いの励行というのはもう以前から対策として言われていることでございますので、簡易にできるようにというところを考えたところでございます。これによって効果がどれだけ出るとかというところの数値のほうは把握できておりませんが、蛇口を直接トイレ終了後そのまま蛇口を触るというところではなく、一旦ワンクッション、そこで置けるのかなというふうに考えて蛇口の交換というところに行き着いたところでございます。

すみません、それから先ほど、この場をお借りいたしまして第2庁舎の蛇口のほうのお話、由本議員からいただいておりましたが、身障者用のトイレの蛇口のほうも含まれておりましたので、併せてちょっとここで回答をさせていただきました。申し訳ありません。

今、坂本議員のほうの御質問にもありました交換で済むのではなく、例えば保育所でしたら、子供たちには手洗いが必要なこと、それから来庁者の方につきましても手洗いについて進んでやっていただきたいということをお願いしていかないといけないなというふうには思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

課長、思いますとかやっているとというんじゃなくて、僕がその事業をするのであれば、日本一手洗いがきれいにできる保育所をつくれますよね。この目標を達成するためには、どんなものが必要なのかという中にこれが1つ入っているというのが道具、ツールですよ。

僕は日頃の自分の仕事で、すごい検疫をしなければいけない事業所に仕事に行っていますので、その中で考えると、ほんまに蛇口を自動にするだけでそれが担保できるのかといたら甘いというのが実際のところですよ。僕ら入社するときには消毒槽に足を入れ、エアーカー

ーテンみたいなものでまた除菌剤を振るんです、体に。事業所内に入るときには消毒、アルコールをして、仕事するときには手袋、頭巾、マスクなんです。だから、そういうぐらいにして、なかってよかったねというレベルなんで。

例えば手洗いを徹底するんであれば、やはり自動の消毒が出るものも必要やし、だから、どこからどこまで何がしたいのかというような事業なんです。保育所の子供たちがほんまにここまで手洗い徹底してんのやというのは、ほかの自治体に対しても発信していけることやし、なぜそれができるのかというプロセスを考えるのが公共事業やと思うんです。だから公共の保育所の強みというのは、経済的なリスクを背負ってでもここの徹底はできますよと。なりわいを目的としている事業所じゃなくて、公共サービスやからこそこまで充実した保育が提案できますよというふうになっていくのが一つの事業やと思うんです。

だから、今回のこのコロナの給付金について担当者ともいろいろお話をした中で、やはり次の展開をなかなかつくっていけない今の笠置の体制にあるということも話の中で見えてきたと。それをやっぱり是正していかないと、こういう消費のようなお金の使い方になってしまう。事業に対して必要なツールなのか、目的がこの設置なのかでそのものの価値は大幅に変わるはずなんです。だから、最少経費で最大の価値を生み出すのが公共事業のはずなんですけれども、そういうふうに見受けられない事業が多くなってくると、僕らの采配はかなり厳しくなってくると。だから、そこでまた行政と議会の亀裂が生まれると。そこが一番住民にとっての価値を下げるわけですよ、町の。そこを切にやっぱり考えて事業提案をしないと、目的がぶれるし、また職員の意識向上、下がるというふうになると思うんです。

だから、なかなか忙しい業務の中で新しい事業を入れて、それにきちんとした意味を持たすということが当たり前やけれども、当たり前じゃなくなってくる、そういう組織の在り方が常態化していると言わざるを得ないような調書になってしまっていると。ここに一番の問題があるということをやっぱり行政が気づいていただきたい。

全部総務課長がかぶって答弁して、でもランニングは各課で見えていくんですよね。笠置会館もそう、産業振興会館もそう、保育所もそう。みんなどんだけこれに夢と希望を持ってこの投資に乗ったんやと、各課は。僕がそういう質問をしたら総務課長がもう前立って、矢面に立ってくれるわけですよ。それはちょっと議員としたら逃げたなと思ってしまう。だから、これは意地悪ではないんですよ、本当に。町長に刃向っているわけでもない。どういうふうな笠置に利益を生み出すことをイメージして行われている事業なのかということこそ聞きたい。じゃないと僕らは丸かバツかでしか判断ができない。そこを本当によく分かって

いただきたい。

だから、僕の質問に対して、いや、議員こうなんですよと言っただけの方はいらっしゃいますでしょうか。

議長（大倉 博君） 人権啓発課長。

人権啓発課長（石川久仁洋君） 坂本議員のただいまの御質問に対して、笠置会館の館長、人権啓発課長兼笠置会館の館長としてお答えさせていただきたいと思います。

議員がおっしゃっているような深い思いを持った中で事業を進めているということにはちょっとなかなか近づいていかないかもしれませんが、この事業を提案していただいた中で、私が館長として感じたところをまずお話をさせていただきたいと思います。

笠置会館は御承知のとおり地域のコミュニティー施設としていろんな地域の住民の方が集っておられます。高齢者の利用というのが非常に多い現状となっております。そういった中で施設が少しでも便利になると、そういったことが改善される。そういった今現状のコロナ禍の中で不特定多数の方との接触機会が物すごく不安に感じておられる方もおられるかと思っています。そういったことが少しでも軽減できれば、またこういったコロナの臨時交付金というものが活用できるこの時期に、こういった施設整備、改善というものが少しでも進んでいければということで、笠置会館のほうも今回のこの事業という形で事業のほうに賛同といいますか、事業を進めていきたいというふうに思ったところで、今回の予算計上となったところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。坂本議員の御質問です。

保育所の部分につきましてなんですが、保育所につきましては、小さい子供が一日中過ごす場所ということもございます。また、ワクチンも12歳以上しか打てないというところで、ワクチンも打てないお子さんが過ごされる場所というところで、議員先ほどおっしゃっていただいた、どこまでをイメージできているのかというところで、なかなかその先のほうまではちょっと今のところではイメージできていない段階なんですけれども、やっぱり今できるリスクの軽減といいますか、一つでも感染を抑えることができるだろうというところで、議員さっきおっしゃってましたいろんな対策がやっぱりあると思います。その中で先日も保育所のほうでちょっと話ししていたんですけれども、この予算で上げられたらよかったんですが、先ほど言っただきました自動で消毒が出てくる機械というのはもう1台あるんですが、この自動水洗にすることによって、石けんは触らないといけないというところなので、

自動で出てくる石けんの機械とかもまた必要になってくるのかなとかという話もしていたところなんです、やっぱり何とか今できるリスクの軽減というところで今回予算計上をさせていただいたところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

そういう思いを持って事業をこれから実施していくわけですから、次に、じゃ、それを使ったら何が必要なのか、何ができるのかということを担当課ともみんなで話し合っ、次のステージがどんなものなのかをつくるべきやと思うんです。手洗いと一つ簡単に言うけれども、やっぱり、ぱって水流して終わる子供もいるやろうし、当然大人もいる。僕らが働いているところって全部書いてあるんですよ、手の洗い方。どういうところに雑菌が残るのか。定期的にやっぱりそういうものをシミュレーションした中で啓発をしていく、職員に対して。だから、みんなが手洗いのスペシャリストになれば、誰もがそれを実施していける。それはすごい高いレベルの仕事やと思うんです、邪魔くさいことやから。それをルーチンとして当たり前前にできるような人が多いところは、ほかのことも当たり前のようにできるわけです。手抜こう思ったらどんな仕事でもできるから。

だから、今回のこの予算も1人が頭抱えて悩むんじゃないくて、やっぱりみんなの知恵を出して、どういうところがこれに対してゴールなのか、スタートなのか、やっぱりきちんと話し合った中で予算計上してくれるような仕組みづくり、これが一番不可欠やと思うんです。やっぱりその地域に住んでいる人、関わっている子供たちというのは大事に思っている職員やと思いますんで、そこはみんなが一丸となってこのお金の最大価値、この事業の最大価値と胸張って言えるような事業を設計してってください。よろしくお願いします。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） なければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論どうぞ、坂本議員。

5 番（坂本英人君） 5 番、坂本です。

あれこれ今、質問等させていただきました。毎回同じこと言いますけれども、この場でしか丸かバツかを言えない立場で仕事をさせていただいています。ただ、行政の歩みを止めたらあかんという思いも強く持っておりますし、お金の使い方、これからみんな考えていけるような機会になったらええなと本気で思っております。

だから、起立しないことは簡単なのかもしれないし、難しい。逆に賛成することも本当に難しいんです。その中で、やっぱりみんなに一生懸命仕事してほしいし、楽しく仕事してほしいし、住民の人もそれが分かるような町になってほしいと。もうそろそろコロナの給付金も多分出てこうへんくなっていくようなステージに入っていく中でこの予算が組まれていると。次はどんなことが来るんか。次はもっといいことをしたいと、町の事業者が喜んでいる顔見たいとか、歩いているおばちゃんがいつものように歩いている、その町を取り戻したいと思えるようなこの臨時交付金にしていただきたいと強く、強く思いますので、これを賛成討論に代えさせていただきます。

議長（大倉 博君） これで討論を終わります。

これから議案第 3 1 号、令和 3 年度笠置町一般会計補正予算（第 3 号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第 3 1 号、令和 3 年度笠置町一般会計補正予算（第 3 号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 賛成者多数です。したがって、議案第 3 1 号、令和 3 年度笠置町一般会計補正予算（第 3 号）の件は原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第 5、議案第 3 2 号、令和 3 年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第 3 2 号、令和 3 年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 5 2 7 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 9, 1 9 2 万 8, 0 0 0 円とするものです。

主な内容は、歳入では保険給付費の増額に伴います負担金等の増額、また歳出では保険給

付費の増額や昨年度実績の確定によります償還金の増額でございます。御審議いただき、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。議案第32号、令和3年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件について御説明させていただきます。

7ページを御覧ください。歳入につきましてはほとんどが保険給付費の公費負担分となっておりますので、細部の説明は省かせていただきます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料で64万7,000円計上しております。これは給付費に対する保険料の負担分でございます。

3款国庫支出金の介護給付費負担金58万2,000円と調整交付金17万4,000円につきましては、保険給付費の国庫の負担分となっております。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金で78万6,000円計上しております。この部分につきましては2号被保険者分の負担分でございます。

5款府支出金の36万3,000円につきましては、保険給付費の府の負担分となっております。

7款繰入金の36万3,000円につきましては保険給付費の町の負担分、一般会計の負担分となっております。

8款繰越金につきましては235万7,000円計上しております。これにつきましては前年度の繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、2目地域密着型介護サービス給付費で110万円計上させていただいております。これにつきましては、継続的なサービス利用が発生いたしましたので、今年度の支出見込額によります補正となっております。4目居宅介護福祉用具購入費、5目居宅介護住宅改修費、これらにつきましてもそれぞれ26万2,000円、155万3,000円計上しておりますけれども、今年度支出見込額による補正でございます。

6款諸支出金、2目償還金で235万7,000円計上しております。これにつきましては、令和2年度の給付実績が確定いたしましたので、それに伴います国庫等の返還金を計上しているものでございます。介護保険特別会計補正予算につきましては以上でございます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議長(大倉 博君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(大倉 博君) 討論なしと認めます。

これから議案第32号、令和3年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第32号、令和3年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員です。したがって、議案第32号、令和3年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件は原案のとおり可決されました。

議長(大倉 博君) これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第3日目は9月29日午前9時30分から開会いたします。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後3時06分